

山口県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）

別紙1「山口県介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）実施要綱」に基づき、介護事業所等が行う事業を対象とし、補助率は10/10とする。

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）

別紙2「山口県介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）実施要綱」に基づき、介護施設等が行う事業を対象とし、補助率は10/10とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、前条に規定する実施要綱に基づき知事が必要と認められた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、第3条に掲げる事業ごとに、次に掲げる申請書に係る書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）

別記第1号様式

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）

別記第2号様式

(交付の条件)

第6条 規則第4条第3項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及び

その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を山口県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請は、第3条に掲げる事業ごとに、次に掲げる申請書に係る書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）
別記第3号様式
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）
別記第4号様式

2 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。

3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更
- (2) 補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更
- (3) 経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更
- (4) 経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告は、第3条に掲げる事業ごとに、次に掲げる実績報告書に係る書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）
別記第5号様式
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）
別記第6号様式

(補助金の交付等)

第10条 知事は、事業の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知に係る金額及び規則第8条第1項の規定により承認した金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

(調査)

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行する。